

○助成対象となる事業の例

高齢者、心身障害(児)者に対する直接のボランティア活動に対する器材の整備事業

例1) 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業

例2) 視覚障害児者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンターの整備事業

例3) 視覚障害児者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリンターの整備事業

※音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すればよいと判断されますのでご注意ください。

例4) 視覚障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業

例5) 聴覚障害児者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲示用プロジェクターの整備事業

なお、ボランティアの対象が高齢者・障害児者に加え、児童等他の者が含まれる場合であっても、高齢者・障害児者が主たる対象であれば認められることもあります。